

# 日本歯科新聞

平成22年7月20日(火曜日)

## 海外技工で意見書

県議会  
栃木

栃木県議会は、「歯科補てつ物の安全性等の確保についての意見書」を6月11日に可決し、首相、財務・総務・厚労大臣、そして

衆参両院議長に野田尚吾議長名で提出した。

同意見書の可決に当たっては地元の県歯科技工士会が各議員に熱心に働き

### 意見書

入れ歯や冠等、歯科医療の用に供する補てつ物(歯科補てつ物)の作成等

つ物の国外への発注等は、法律で規制されておらず、近年国外で作成された歯科補てつ物が散見されている。

歯科技工士法により歯科医師又は歯科技工士の国家資格を持つ者でなければならないと定められている。これは歯科補てつ物が口腔や身体に重大な影響を及ぼす可能性があり、国として的確にその安全性を担保するためである。しかし、現在、歯科補て

きかけて実現したもので、都道府県議会では愛知、宮城、大阪に次いで4番目、郡市町村では51件目となる。

意見書では、国民の健康を守り、患者の安全性を確保し、国民の信頼に応える歯科医療体制確立へ、補綴物の安全性を確保するための法的整備と、実効性のある速やかな措置を講じるよう国に求めている。

ことが懸念される。

近年、国内では想定されなかつた含有物による問題が薬品、玩具及び食料品において立て続けに生じている。歯科補てつ物は口腔内で半永久的に使用されるにも関わらず、現行制度ではその安全管理を歯科医師個人の責任に帰することとなる。そこで、少なくて、国外で作成された歯科補てつ物についても、国内で作成さ

ることで、その安全性等を確保するための法的整備を含め、実効性のある速やかな措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第十九条の規定により意見書を提出する。